

令和 2 年 7 月 22 日

## 特定個人情報保護評価指針の 3 年ごとの再検討について

## 1. 再検討の背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条第 2 項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされている。

前回 2018 年 5 月の指針の再検討による変更後、2021 年 4 月におおむね 3 年を経過することから、指針の再検討を行う。

## 2. 検討の方向性（案）

これまでの特定個人情報保護評価制度の運用状況、評価実施機関からの問合せや意見・要望、特定個人情報の漏えい等の事案、技術の進歩、国際的動向などを勘案し、例えば、次のような事項について、指針及び指針の解説の変更並びに新たに作成する運用に関する解説に盛り込むことを検討する。また、必要なシステム改修を行う。

## ➤ 規律及び考慮要素の明確化・簡素化

- ・ 評価の再実施が必要となる特定個人情報ファイルの「重要な変更」の対象範囲
- ・ 対象人数等が減少した場合のしきい値判断の結果による評価書の変更の取扱い
- ・ クラウドサービスの利用に当たり考慮すべき点
- ・ 組織的・人的安全管理措置、データ消去等に関する記述の充実
- ・ 「法令上の根拠」等の評価書の記載内容の簡素化

## ➤ 特定個人情報保護評価制度の適切な運用の確保

- ・ 評価実施機関内の特定個人情報保護評価に関する体制整備
- ・ 効率的・効果的な特定個人情報保護評価の実施方法

## 3. 再検討のスケジュール（案）

令和 2 年 7 月	委員会に指針の再検討について報告
令和 2 年 12 月頃	委員会にパブリックコメントにかける指針の変更案を諮り、パブリックコメントを実施
令和 3 年 3 月頃	委員会に指針の変更案を諮り、決定
令和 3 年 4 月頃	システム改修を伴わない指針の変更事項の適用
令和 4 年 1 月頃	システム改修を伴う指針の変更事項の適用